

長与町農業委員会議事録

令和6年6月25日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会

令和6年6月農業委員会総会

1. 日時 令和6年6月25日（火） 9時30分から12時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（10名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	5番 渡邊 章三
	6番 栗山 将和	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸
	10番 柿本 透	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎

4. 農業委員会委員 欠席委員（1名）

4番 原田 正利

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（7名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
8番 尾崎 勝文		

6. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（1名）

7番 谷口 勝久

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和
第2	第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農用地利用集積計画について		
第4	第3号議案 「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表」について		
第5	第1号報告 農地転用専決処分報告について		

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっています。

本日は、委員11人中10人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。

本日の欠席者は、4番 原田 正利 委員、谷口 勝久 推進委員の2人です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和6年6月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。5番 渡邊 章三 委員、6番 栗山 将和 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農用地利用集積計画が1件。

追加議案として

第3号議案 「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について。

報告事項は農地転用専決処分の報告が1件。

行事報告を予定しております。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。

資料につきましてはNo.1をご準備ください。

整理番号 1

申請地 長与町本川内郷（地番） 地目 畑 面積 308m² です。

農地区分は、農用地区域外となっています。

申請者は、

使用貸人が、長与町本川内郷（地番） (氏名)

使用借人が、長与町嬉里郷（地番） (氏名)

申請目的は、使用貸借権の30年間の設定です。

転用目的ですが、住宅の建設を予定しております。建築様式は、木造スレート葺き2階建てです。

備考欄に記載のとおり、使用借人は申請地を無償で借り受け、個人住宅を建築します。切土・盛土は行わず、雨水排水は側溝を利用し、汚水及び生活雑排水は既存の下水道に接続します。使用借人と使用貸人の関係は、使用貸人の孫娘の夫に当たり親族となります。周辺農地は使用貸人の農地である為、農地への影響は考えておりません。

区域区分は、都市計画区域外となります。

立地基準は、第2種農地。一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

資料をご覧ください。

1枚目が現況写真、2枚目が配置計画図となっています。

土地の所在ですが、2ページをご覧ください。

図面の左上に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

池田 洋祐 推進委員

推進委員 1番 はい、説明を行います。6月17日、午後1時30分より、崎山委員、柿本委員、池田委員、事務局職員2名と、私、それから行政書士の方で立会いを行いました。

事務局より説明がありましたように、現地は、梅の栽培をしておりましたが、土地の所有者の（使用貸人）より、孫娘の御主人に貸して、住宅を建てるということでした。後ろのほうが石積みになっておりまして、ここは、何も手を加えないようでしたけども、お隣の家のほうには、この土地から水が流れるような状況でしたので、行政書士の方に話を聞きましたところ、塀をつくって、水が下に流れ込まないようにするという内容でした。

それから、説明図にありますように、このあたり一帯は住居が建ち並んでおりますので、特に、問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柿本 透 委員

10番 報告をいたします。

今、池田委員のほうから説明ありましたように、6月の17日、現地を確認しております。申請地につきましては周囲が、上下とも宅地となっておりますので、農地が後ろのほうに少しあるぐらいで、農地に関しては支障がないものと思われました。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

5番 渡邊 章三 委員

5番

1ページに説明があった、30年間の貸借ということですね。本人も高齢ですから、もし、亡くなつた場合は相続になるだろうと思うんですが、その場合、子供ではなく孫娘になるので、そのあたりはどうなるでしょうか。

事務局

その点につきましては、家族間の話になるかと思いますので、問題ないものと思っております。

議長

他にご意見・質問はありませんか。

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

この農地法第5条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、進達することに決定いたします。続いて、第2号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。

第2号議案の2ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷（地番）
利用権を設定する土地は、
所在 長与町三根郷（地番） 地目 田 面積 1,627m² です。
利用権の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は水稻です。
期間は、令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間です。
平成27年から借り入れており、今回2回目の更新となります。
年間の借賃は ○○円 です。なお、10aあたりは○○円となります。
土地の所在を説明します。3ページをご覧ください。図面左に（施設名）がございます。
(施設名) 北西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。

田中 光夫 推進委員

推進委員 3番 はい、6月17日の午後2時から、崎山委員、事務局長、竹中さん、それと私の4人で、現地を確認しました。もう既に田植えもしてあり、継続ということで、何も問題はないと思われます。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。続いて、第3号議案「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、事務局よりお願いします。

事務局

それでは、第3号議案「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、説明します。議案書をご覧ください。

I 農業委員会の状況

これについては、記載のとおりです。

II 最適化活動の実施状況

1の（1）農地の集積についてです。

①現状及び課題については記載のとおりです。②目標について、新規集積目標4.3haは、令和4年度の集積結果をそのまま目標値として使用しております。集積率の82%は、県の指針で定められたものをそのまま使用しております。

③の実績について、今年度の新規集積面積は0.6haで、集積面積の累計は257.6haとなりました。集積率は48.9%となり、目標に対する達成状況は98.6%となっております。

なお、農地の集積そのものは他にも行われておりますが、ここでの集積の要件が「認定農業者に対して行われたもの」となっておりますので、実績としては小さい面積となっております。

続いて1の（2）遊休農地の発生防止・解消についてです。

①現状及び課題については4年度の調査結果をもとに記載しています。②と③の目標と実績について、今年度の緑区分解消目標5haに対して実績1.8haで達成率は36%です。また、4年度に新規発生した遊休農地を5年度に解消した面積は、目標15.1haに対して実績1.2haです。④のその他については記載のとおりです。

続いて1の（3）新規参入の促進についてです。

①現状及び課題については記載のとおりです。②と③の目標と実績について、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積は、目標0.3haに対して、実績10.9haとなりました。

以降の最適化活動の活動目標、事務の実施状況等については記載のとおりです。

議長

ただ今、事務局から説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

2番 崎山 光子 委員

2番

私たちが8月から10月に行う農地パトロールの結果が載っていますが、緑や黄色の部分が増えて、だんだん山林化しているというのは、私たちの調査結果でこのように出ているんでしょうか。

事務局

そのとおりです。

2番 もう1点お伺いします。もう何年かこの農地パトロールをしておりますが、私の関わってるところでは、改善されるところは全く無く、どんどん荒れていっている状態です。まだ使用可能な遊休地も草ぼうぼうで、刈ったらしいのになと思うところも、私たちの力ではどうすることも出来ないんですね。ただ、見て書くだけでよろしいんですか。

1番 このデータは、農地パトロールの結果ですので、これを受け我々農業委員がどうしていくか考えなければならないということです。これが今後の目標の設定や実績につながってきます。

議長 他にご意見・質問はありませんか

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
提案のありました「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、農業委員の挙手で賛否をとります。この内容に、異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、この内容に決定いたします。
これから、報告事項に移ります。農地転用専決処分報告書の届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。
農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。
椿林土地区画整理事業にかかる転用の届出となります。
報告事項の1ページをお開きください。
資料につきましてはNo.2をご参照ください。
1枚目が土地利用計画平面図、2枚目以降に仮換地指定図と現況写真です。売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(法人名) 諫早市 (地番)

譲渡人は、

(氏名) 時津町 (地番)

2. 土地の所在等。

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。高田郷 (地番)、面積679m²

椿林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、(街区番号) 面積236.67m²です。

4. 申請日 令和6年5月28日

5. 専決処分の日 令和6年5月30日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和6年6月25日

長与町農業委員会事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ね無し)

以上で報告事項を終わります。次に行事報告を、事務局お願いします。

(令和6年6月行事報告)

最後に7月の日程について、事務局からお願いします。

事務局

7月25日 (木) の13時からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

以上を持ちまして、長与町農業委員会6月総会を終了します。